

生駒市規則第 8 号

生駒市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 6 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市自動車駐車場条例施行規則（平成 2 0 年 2 月生駒市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「入場させるときに」の次に「駐車券の発行機で」を加え、「挿入しなければ」を「読み取らせなければ」に改める。

第 9 条中「利用者は、」の次に「第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、自動車を駐車場に入場させるときに駐車券の発行機に定期券を読み取らせ、当該」を加え、「挿入しなければ」を「読み取らせなければ」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 3 月 1 1 日から施行する。